

令和 4 年度第 1 回専門部会 資料

忠岡町一般廃棄物処理基本計画

令和 4 年 8 月

住民部生活環境課

目 次

【今回資料】

■ 第1章 基本的事項	
第1節 策定の趣旨	1
第2節 位置付け	2
第3節 適用範囲	3
第4節 計画目標年度	3
■ 第2章 策定に当たって整理すべき事項	
第1節 忠岡町の概況	4
■ 第3章 ごみ処理の現況	
第1節 ごみ処理体制	14
第2節 ごみ排出量及びごみ処理の実績	20
第3節 ごみ処理の評価	31

【以降については今後検討】

第4節 課題の抽出	31
■ 第4章 ごみ処理基本計画	
第1節 ごみ処理基本方針	31
第2節 上位計画と関連計画等	31
第3節 ごみ排出量及び処理・処分量の予測	31
第4節 ごみ排出量及び処理・処分量の目標	31
第5節 排出抑制及び資源化向上に向けた方策	31
第6節 発生抑制・排出抑制・資源化計画	31
第7節 処理区分と処理方法	31
■ 第5章 生活排水処理の現況	
第1節 生活排水処理体制	31
第2節 生活排水処理人口の実績	31
第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理状況	31
第4節 課題の抽出	31
■ 第6章 生活排水処理基本計画	

■ 第1章 基本的事項

第1節 策定の趣旨

我が国における、これまでの大量消費、大量生産、大量廃棄の社会活動では、資源の消費拡大によるごみの大量発生とその処理に伴う環境負荷の増大などを招いていました。こうした社会情勢から脱却するため、平成 12 年度に「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）が制定され、3 R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進と廃棄物の適正処理を行うことにより、天然資源の消費抑制、環境負荷を低減する持続可能な循環型社会の構築を目指してきました。

国際的にも、国連において平成 27 年 9 月に「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」を核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されるなど、SDGs の掲げる目標達成に向けた取り組みを推進することが求められています。

本町においても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条に基づき、一般廃棄物及び生活排水の適正な処理を推進するために必要な基本的事項を定め、本町の一般廃棄物処理行政の推進及び循環型社会の形成に寄与することを目的として、平成 24 年 2 月に「忠岡町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、平成 29 年 3 月に改定を行いました。現行計画では、最終目標年度の令和 8 年度に向けてごみ減量化や資源化及び生活排水処理に関する数値目標を設定し、さらなる循環型社会を目指して、一般廃棄物及び生活排水処理に関する方策や施策等を推進してきました。

こうした状況の中、これまでの取り組みを総括するとともに、現状を分析し、より一層のごみ減量化・資源化を進めるため、具体的に忠岡町という「まち」を「循環型都市」として発展させていくことを目指して、本計画の中間見直しを実施します。

また、令和 3 年度には、今回の中間見直しに先立ち「忠岡町一般廃棄物処理基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定し、今後の循環型社会づくりを見据えた廃棄物処理システムについて調査・検討を実施したことから、本計画では基本構想における検討を踏まえた見直しを進めていくものとします。

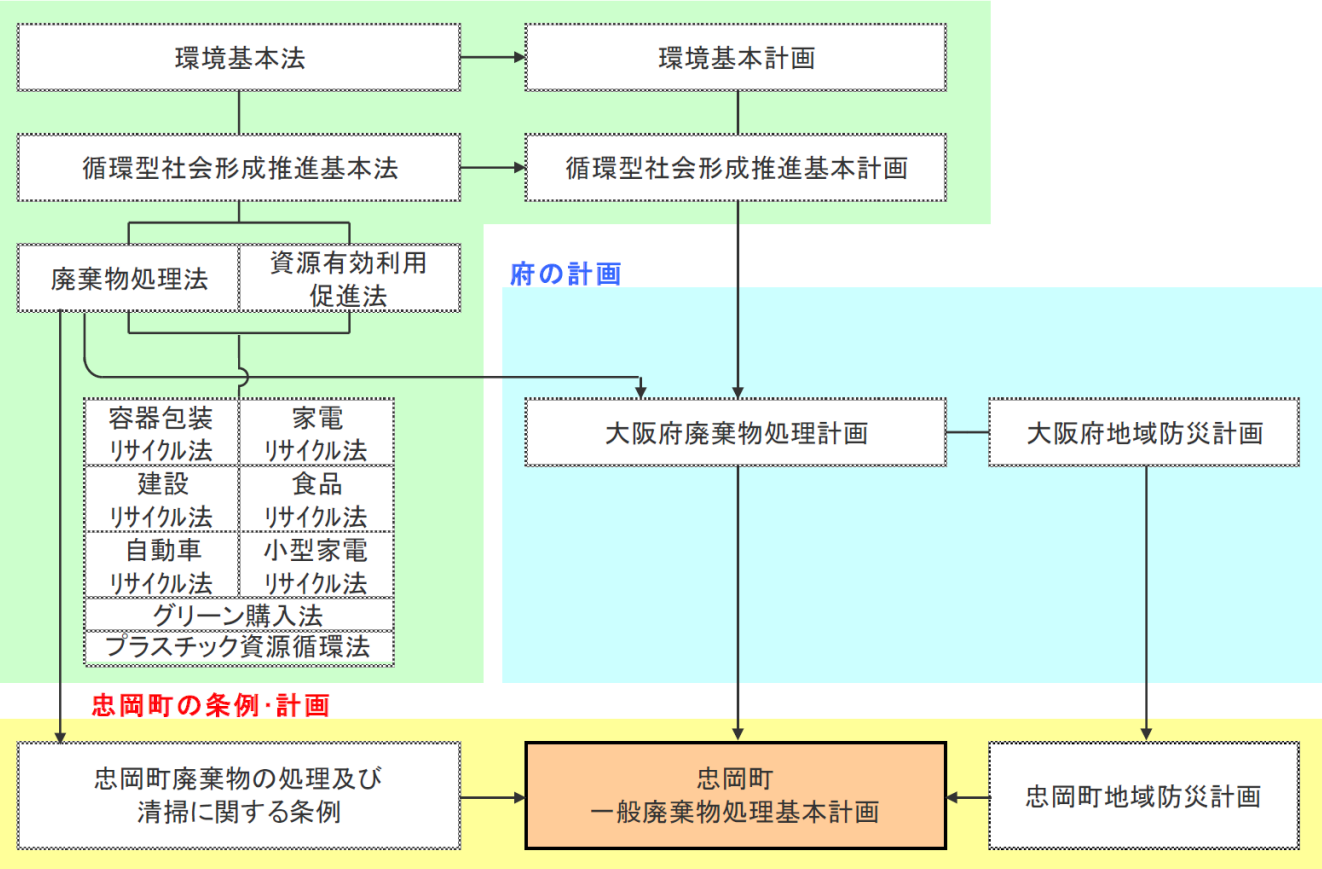
第2節 位置付け

1. 法的位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」及び「忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定により、本町の一般廃棄物処理に関する計画の一つとして定める。

本町が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から、最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定め、上位計画と整合を図って策定している。

法律・国の計画



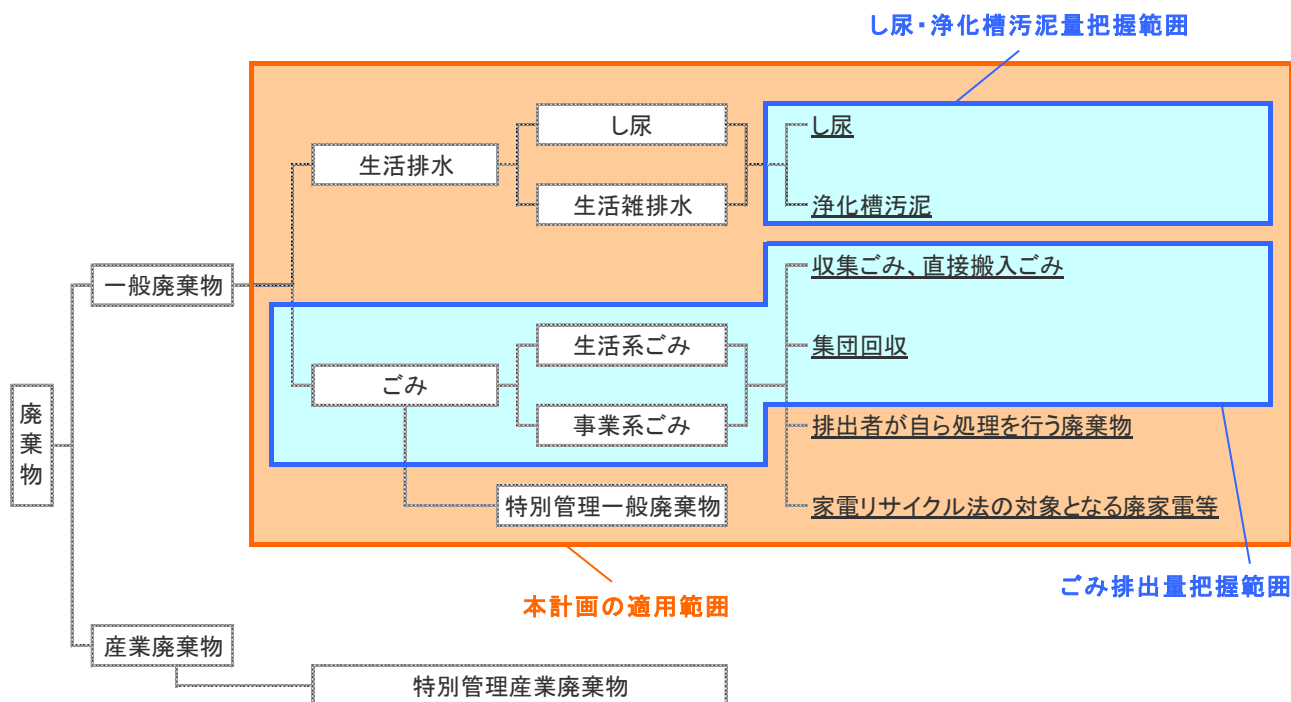
2. 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本町行政区域内全域とする。

第3節 適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、本町で発生するすべての一般廃棄物とする。

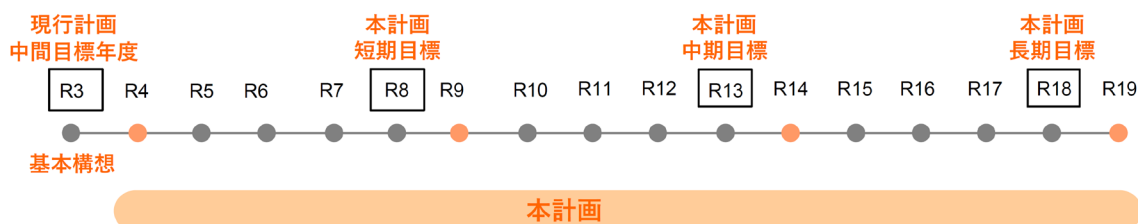
ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、『家電リサイクル法』等の対象となる廃家電等や特別管理一般廃棄物は本町において処理を行わないため、ごみ排出量を把握する対象から除外する。



第4節 計画目標年度

本計画は、15年先の中長期を見据えて一般廃棄物及び生活排水の適正な処理を推進するために必要な基本的事項を定めるものとして平成24年に策定された。その後は、計画の前提となる諸条件の変動等を考慮し、概ね5年毎に中間見直しを行うものとしており、平成29年に1度改定された。

前回計画では、令和3年度を中間目標年度として定めていたことから、今回、令和4年度においてこれまでの取組みの評価を行うとともに、社会的情勢の変化を勘案して見直しを実施するものとします。新たに改定された計画では、令和8年度を短期目標、令和13年度を中期目標、令和18年度を長期目標として設定します。



■ 第2章 策定に当たって整理すべき事項

第1節 忠岡町の概況

1. 位置

忠岡町は、大阪府の西南部、大阪湾に面する平野部に位置し、北東部は大津川と牛滝川を境に和泉市、泉大津市に、南は岸和田市に接している。

東西に約 5km、南北に約 1km で、町域は全て市街化区域となっていて、臨海部並びに北部は工業地帯、その他は住宅と中小工場が点在している。面積は 3.97km² と全国の町で一番面積が小さい自治体である。

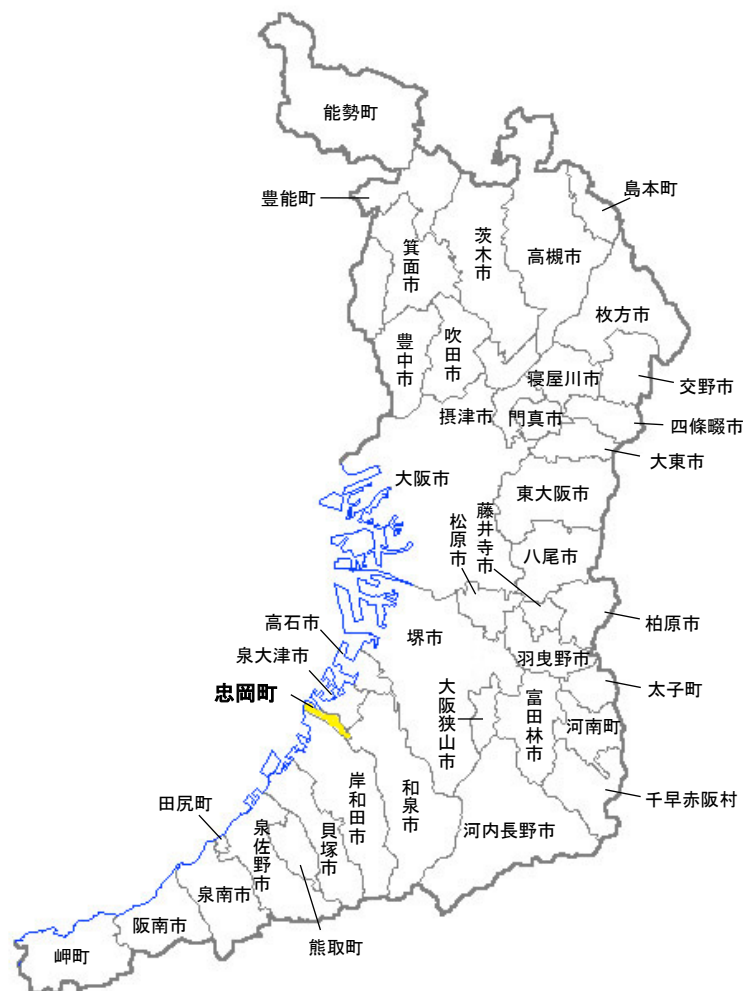


図 2.1.1 忠岡町の位置

2. 気象

過去5年間の平均気温は16.5～17.3℃であり、年間の降水量は1,210～1,616mmとなっている。

令和3年度の平均気温は8月が27.8℃で最も高く、1月が6.0℃で最も低い。月別の降水量は32mm～305mmと年間を通じて少なく、温暖な瀬戸内気候を示している。

表 2.1.1 気象状況

年度・月	気温 (℃)			降水量 (mm)
	最高	最低	平均	
平成29年度	36.4	-2.4	16.5	1,210
平成30年度	39.7	-2.8	17.1	1,616
令和元年度	37.4	-2.3	17.2	1,176
令和2年度	37.7	-2.1	17.3	1,394
令和3年度	38.2	-1.3	17.1	1,500
4月	25.5	3.5	15.0	184
5月	28.0	8.4	19.7	168
6月	32.4	16.2	23.5	98
7月	34.5	21.1	27.4	190
8月	38.2	21.2	27.8	305
9月	32.7	18.2	24.6	110
10月	31.7	7.0	19.7	64
11月	23.3	2.2	13.3	83
12月	18.0	0.5	8.2	89
1月	19.1	-1.3	6.0	52
2月	21.4	0.0	8.3	32
3月	22.1	1.9	11.9	128

出典：アメダス気象統計情報（堺）

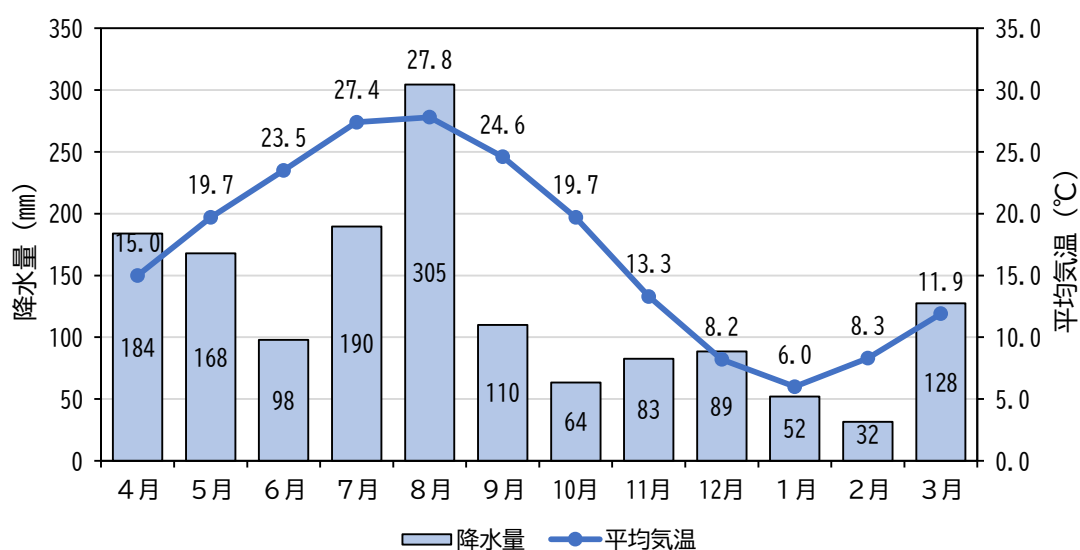


図 2.1.2 平均気温と降水量（令和3年度）

3. 人口

過去 10 年間で見ると、本町の人口は一貫して減少傾向にある一方で、世帯数は令和 3 年度を除いて増加傾向である。

令和 3 年度の人口は 16,697 人であり、世帯数は 7,842 世帯であることから、平均世帯人員は 2.13 人となる。

平均世帯人員は平成 24 年度と比べて、0.24 人減少しており、家庭の小規模化や核家族化が進行している。

表 2.1.2 人口及び世帯数の推移

年度	人口 (人)		世帯数 (世帯)	平均世帯人員 (人/世帯)
		増加人口 (人)		
平成24年	17,988	-	7,584	2.37
平成25年	17,828	-160	7,608	2.34
平成26年	17,660	-168	7,627	2.32
平成27年	17,482	-178	7,634	2.29
平成28年	17,306	-176	7,648	2.26
平成29年	17,226	-80	7,681	2.24
平成30年	17,144	-82	7,717	2.22
令和元年	17,066	-78	7,873	2.17
令和2年	16,895	-171	7,887	2.14
令和3年	16,697	-198	7,842	2.13

※忠岡町HPより

※住民基本台帳人口（日本人）＋外国人登録人口(3月31日時点)

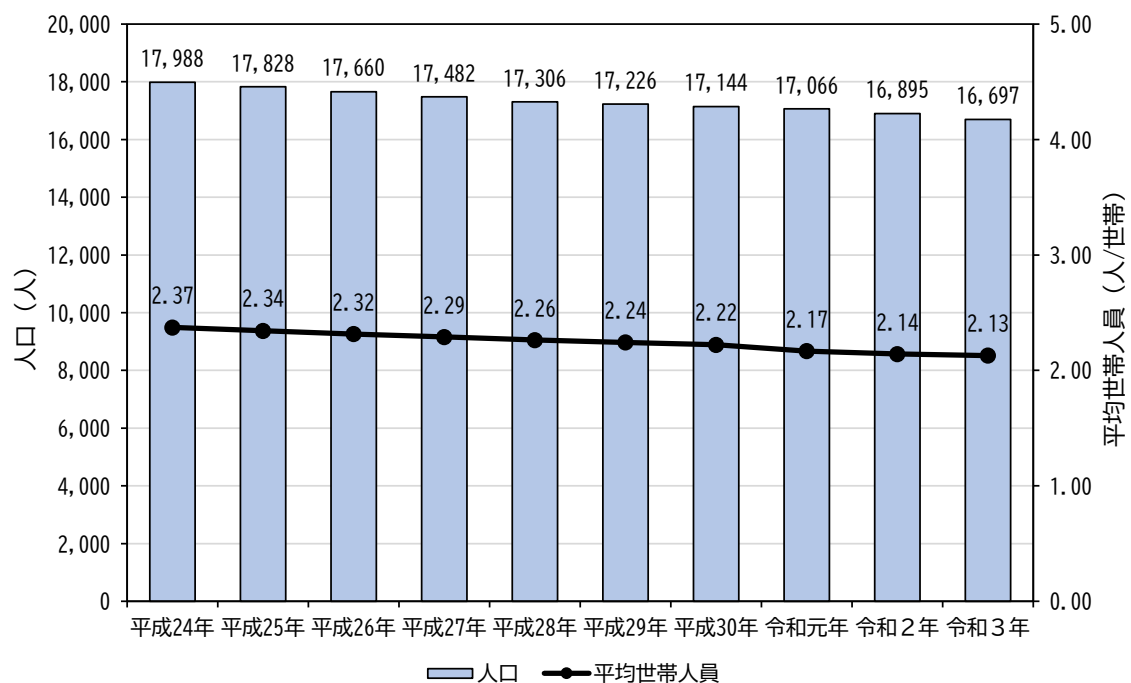


図 2.1.3 人口及び平均世帯人員の推移

4. 産業

(1) 産業構造

産業別就業人口については、平成22年から令和2年にかけて、第一次産業、第二次産業は減少傾向にあるものの、第三次産業は微増傾向にある。

令和2年調査では「製造業」が最も多く、次いで「卸売・小売業」となっている。

表 2.1.3 産業別就業人口の推移

産業分類	平成22年	平成27年	令和2年
第一次産業	54	71	43
農業	35	29	24
林業	0	29	1
漁業	19	13	18
第二次産業	2,052	2,010	1,811
鉱業，採石業，砂利採取業	-	1	-
建設業	569	567	540
製造業	1,483	1,442	1,271
第三次産業	4,868	4,891	5,020
電気・ガス・熱供給・水道業	37	38	23
情報通信業	110	119	112
運輸業，郵便業	679	756	842
卸売業，小売業	1,288	1,213	1,190
金融業，保険業	136	129	119
不動産業，物品賃貸業	161	137	168
学術研究，専門・技術サービス業	141	134	167
宿泊業，飲食サービス業	348	331	291
生活関連サービス業，娯楽業	256	249	244
教育，学習支援業	229	204	244
医療，福祉	809	851	931
複合サービス事業	41	40	44
サービス業（他に分類されないもの）	439	491	461
公務（他に分類されるものを除く）	194	199	184
分類不能の産業	211	269	33
合計	7,185	7,241	6,907

出典：国勢調査
※各年10月1日現在

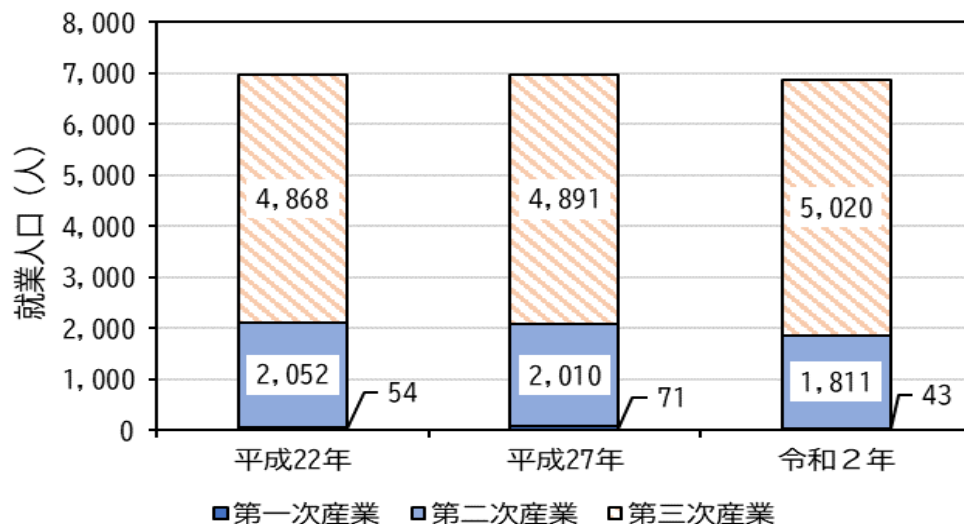


図 2.1.4 産業別就業人口の推移

(2) 農業

本町の農業は典型的な都市近郊型形態が主体を占めており、令和 2 年では自給的農家が約 76%を占めている。

平成 22 年から令和 2 年にかけて、自給的農家、販売農家ともに減少傾向にあり、農家総数も減少している。

表 2.1.4 農家人口及び農家戸数の推移

項目	農家総数						
	戸	自給的農家 戸	販売農家 戸	兼業		第1種 戸	第2種 戸
				専業 戸	兼業 戸		
平成22年	77	60	17	6	11	3	8
平成27年	68	53	15	2	13	3	10

出典：農林業センサス

※各年2月1日現在

項目	農家総数					
	戸	自給的農家 戸	販売農家 戸	主業		
				主業 戸	準主業 戸	副業的 戸
令和2年	58	44	14	0	3	11

出典：農林業センサス

※令和2年より、調査項目を変更

※各年2月1日現在

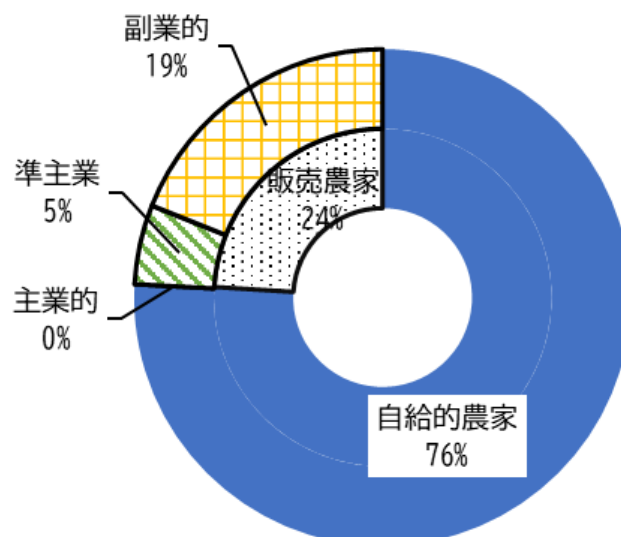


図 2.1.5 農業形態別農家戸数の比率 (令和 2 年)

(3) 工業

本町の工業について、直近 5 年間の製造品出荷額は横ばいであるが、事業所数及び従業者数はともに減少傾向であり、令和 3 年の事業所数は 60 件、従業者数 1,687 人、製造品出荷額 5,002,993 万円となっている。

表 2.1.5 事業所数、従業者数及び製造品出荷額の推移

項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
事業所数(件)					
食料品製造業		-	-	-	-
飲料・たばこ・飼料製造業		1	1	1	1
繊維工業		21	19	17	18
木材木製品製造業		7	8	7	8
家具・装備品製造業		4	3	2	3
パルプ・紙・紙加工品製造業		-	-	-	-
印刷・同関連業		1	-	-	-
化学工業		2	2	2	2
石油製品・石炭製品製造業		1	1	1	1
プラスチック製品製造業		4	3	4	4
ゴム製品製造業		1	1	-	-
なめし革・同製品・毛皮製造業		1	1	1	1
窯業・土石製品製造業		1	1	1	1
鉄鋼業		2	2	2	2
非鉄金属製造業		-	-	-	-
金属製品製造業		6	5	5	5
はん用機械器具製造業		2	2	2	2
生産用機械器具製造業		6	7	6	6
業務用機械器具製造業		1	1	1	1
電子部品・デバイス・電子回路製造業		-	-	-	-
電気機械器具製造業		1	1	1	1
情報通信機械器具製造業		-	-	-	-
輸送用機械器具製造業		3	3	3	2
その他の製造業		2	2	2	2
計	89	67	63	58	60
従業者数(人)	1,954	1,762	1,741	1,651	1,687
出荷額(万円)	5,207,782	4,929,569	4,819,585	5,164,395	5,002,993

出典：大阪府統計年鑑、工業統計調査

※従業者数4人以上の事業所を対象とする

※事業所数及び従業者数は6月1日現在、出荷額は各年次1～12月の値

※平成29年の製造業別事業所数は集計されていない

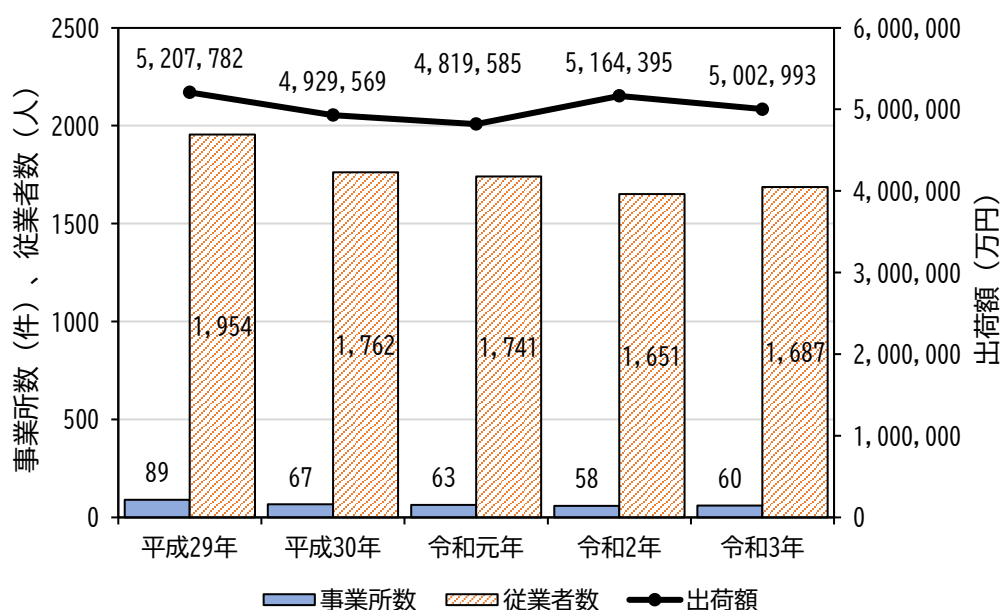


図 2.1.6 事業所数、従業者数及び製造品出荷額の推移

(4) 商業

本町の商業について、卸売業の商店数、小売業の商店数、従業者数、年間販売額は、平成24年から平成26年に減少したが、平成28年には増加に転じている。卸売業の従業者数は、平成24年から平成26年に増加したが、平成28年には減少に転じている。卸売業の年間販売額は平成24年以降減少傾向にあるものの、小売業では平成26年から平成28年にかけて大きく増加している。

表 2.1.6 商店数、従業者数及び年間商品販売額の推移

項目	卸売業			小売業		
	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
平成24年	27	214	14,349	110	592	9,372
平成26年	23	225	14,115	88	387	8,885
平成28年	26	221	13,121	91	491	15,054

出典：商業統計（平成19年、平成26年）、経済センサス（平成24年、平成28年）

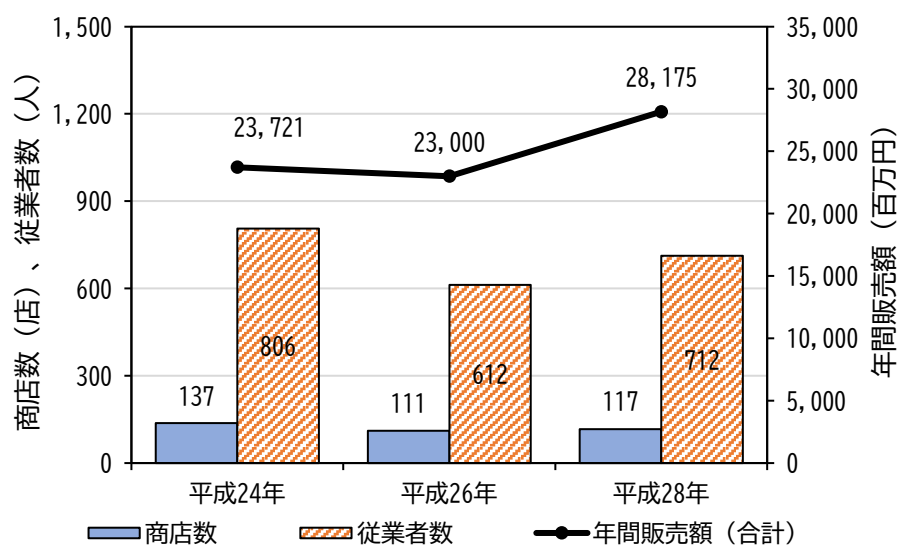


図 2.1.7 商店数、従業者数及び年間販売額の推移

5. 土地利用

本町の地目別面積（民有地）は約 86.8%が宅地で最も多く、次いで雑種地、田、畑の順になっている。

表 2.1.7 地目別土地面積（民有地）

区分	面積 (m ²)
田	100,621
畑	56,712
宅地	1,744,816
雑種地	108,687
合計	2,010,836

出典：大阪府統計年鑑

※地目別民有地

※令和3年1月1日現在

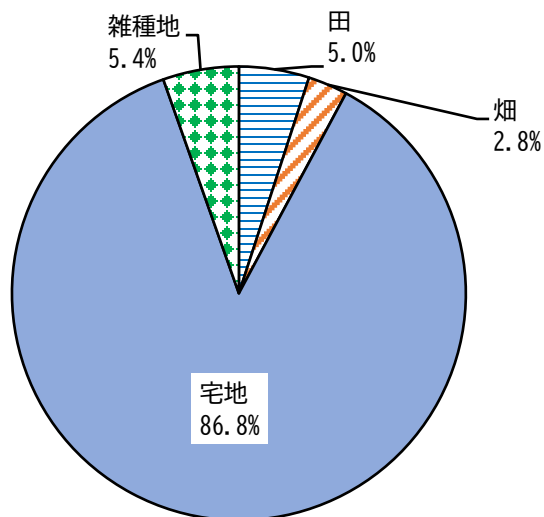


図 2.1.8 地目別土地面積（民有地）構成比

6. 総合計画

本町では、令和3年に「第6次忠岡町総合計画」を策定し、「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち」の将来像を掲げ、まちづくりの展開方向を示している。

表 2.1.8 総合計画における基本構想

区分	概 要
将来像	つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち
計画期間	令和3年度～令和12年度
基本目標	1. 子育てがしやすいまち 2. 健康に暮らせるまち 3. 生涯活躍できるまち 4. 安心して暮らせるまち 5. 便利で生活しやすいまち 6. 誰もが働きたくなるまち 7. 持続可能な行財政運営ができていくまち

「第6次忠岡町総合計画」では、それぞれの基本目標について、基本方針を示している。本計画の主な関連項目としては、基本方針の「快適な都市基盤のまちづくり」と「環境へ配慮したまちづくり」が挙げられる。

表 2.1.9 総合計画における基本目標・基本方針

基本目標	基本方針
子育てがしやすいまち	学校教育が充実したまちづくり 切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり
健康に暮らせるまち	誰もが暮らしやすいまちづくり 健康づくりを推進するまちづくり
生涯活躍できるまち	多様な価値観を尊重するまちづくり 愛着がもてるまちづくり 生涯にわたって学べるまちづくり
安心して暮らせるまち	災害に強いまちづくり 安全に暮らせるまちづくり
便利で生活しやすいまち	人が集うまちづくり 町内移動がしやすいまちづくり 快適な都市基盤のまちづくり 環境へ配慮したまちづくり
誰もが働きたくなるまち	地域振興を目指したまちづくり 働きやすい環境のまちづくり
持続可能な行財政運営が できているまち	限られた財政資源を有効活用できているまちづくり 柔軟な体制をとれているまちづくり

「快適な都市基盤のまちづくり」の基本施策「施策 21 公衆衛生の維持」では、基本方針、目指す姿、施策展開の方向を示しており、住民や事業者など皆さんに協力してほしいこととして、下水施設等の改築・更新等の工事の際の協力、下水供用開始後の速やかな水洗化を推進している。

表 2.1.10 基本施策「施策 21 公衆衛生の維持」の概要

区分	概 要
基本施策	施策21 公衆衛生の維持
基本方針	誰もが生活しやすいまちであるためには、公衆衛生が保たれた、安全・安心な水の提供や感染症対策に取り組むことが重要です。 下水道の整備、環境衛生の推進、廃棄物の処理の充実等に取り組むことで、清潔で過ごしやすいまちを目指します。
目指す姿	まちの公衆衛生が保たれ、住民が心身共に健康な生活を送っています。
施策の方向	(1) 下水道事業の推進 (2) 廃棄物の適正な処理の推進 (3) 環境衛生の推進

また、「環境へ配慮したまちづくり」の基本施策「施策 22 環境への配慮」についても同様に、基本方針等を示しており、住民や事業者など皆さんに協力してほしいこととしては、3 R 運動やマイバッグの持参、生ごみ処理機の利用を推進している。

表 2.1.11 基本施策「施策 22 環境への配慮」の概要

区分	概 要
基本施策	施策22 環境への配慮
基本方針	本町において住民の環境への問題意識は強くなっており、これからもこの地に住み続けるためにも環境へ配慮した取組が求められています。 環境問題の実態に関する教育の推進・啓発、環境にやさしい都市の設計、資源の再利用・有効活用などを通して、自然にやさしいまちを目指します。
目指す姿	持続可能な環境に配慮した社会を実現し、地域や地球にやさしく、自然が綺麗なまちになっています。
施策の方向	(1) 環境教育の推進・啓発 (2) 低炭素社会実現に向けた取組の推進 (3) ごみの減量化・再資源化の推進 (4) 環境保全の推進

■ 第3章 ごみ処理の現況

第1節 ごみ処理体制

1. ごみ処理体系の概要

(1) 分別区分

一般家庭ごみ（週2回）、資源ごみ（プラスチック製容器包装、空きカン・空きビン：週1回、ペットボトル：月2回）、粗大ごみ（指定日に収集）について収集を行っている。このうち、一般家庭ごみと粗大ごみは有料化を実施しており、一般家庭ごみは指定ごみ袋による排出を実施し、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼り付けて排出することとしている。

なお、処理困難物として表 3.1.2 に示すごみを指定しており、販売店や専門処理業者に委託するように指導している。

さらに、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の廃家電についても家電リサイクル法に基づいた処理を行うよう指導している他、パソコンについてもメーカー等への引き渡しを指導している。

表 3.1.1 分別区分

分別区分	収集対象物	排出方法	収集回数
一般家庭ごみ	生ごみ、紙くず、おむつ、小さなプラスチック製品・汚れたプラスチック製容器包装、小さなゴム類、木類・草類（枝の太さ10cm、長さ30cmまで）、小さな繊維類	一般家庭ごみ指定袋に入れて出す	週2回
資源ごみ	プラスチック製容器包装（その他プラ） 弁当・納豆・豆腐・卵などの容器、食品・お菓子・野菜などの袋・包み、ペットボトルなどのラベル・キャップ、シャンプー・洗剤・調味料のボトル、生鮮食品・弁当のラップ、商品の外側フィルム、カップめん・プリンなどのカップ、発泡スチロールなどの緩衝材、食品トレイ	透明・半透明袋に入れて出す	週1回
	空きカン・空きビン アルミ缶・スチール缶、缶詰缶、ビン、スプレー缶、菓子缶、即席用アルミ鍋、割れたコップ・茶碗等（少量） 有害ごみ： 電池、水銀体温計、蛍光灯	透明・半透明袋に入れて出す	週1回
	ペットボトル 飲料・調味料のペットボトル本体	透明・半透明袋に入れて出す	月2回
粗大ごみ	家具、電気・ガス・石油・厨房器具、寝具・敷物・建具、皮製品・靴、金属製品、刃物、プラスチック類・おもちゃ、楽器・スポーツ用品、衣類、陶磁器・段ボール・傘・木片・一斗缶・自転車など	粗大ごみ処理券を貼り付けて収集日に出す又は直接搬入	指定日に収集

表 3.1.2 処理困難物の指定

処理困難物	処理・引取先
バイク、バッテリー、タイヤ、自動車部品、農機具など 消火器、ガスボンベ、ドラム缶、金庫 ピアノ、オルガン、エレクトーン 廃油、廃酸・廃アルカリ、劇薬、毒物 建築廃材、がれき類、コンクリート類、土砂、流し台など 注射器、注射針	販売店、専門処理業者

(2) ごみ処理フロー

忠岡町では家庭系ごみの5分別を行っており、品目としては一般家庭ごみ、缶・ビン、ペットボトル、その他プラ、粗大ごみに分かれている。また、直接搬入ごみとして事業系ごみ、商店ごみ、施設のごみ、その他のごみがある。なお、これまで忠岡町し尿処理場から搬入されていたし渣（従来の「し尿前処理」をいう。）及び汚泥（従来の「し尿脱水ケーキ」をいう。）は、し尿及び浄化槽汚泥の処理そのものを平成28年6月より泉北環境整備施設組合に委託している。

一般家庭ごみ、商店ごみ（主に生ごみ）、粗大ごみ処理施設で発生した可燃物はクリーンセンターで焼却処理される。焼却に伴い排出された不燃物及び薬剤処理飛灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下、「大阪湾フェニックスセンター」という。）へ搬出している。粗大ごみのうち、不燃物については、クリーンセンターにて保管後、資源物として資源回収業者へ搬出している。また、資源ごみについてもクリーンセンターにて一時保管し、その後、空き缶・空きビンについては資源回収業者へ、ペットボトルについては公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し、資源化されている。

なお、古紙・古布・紙パックについては集団回収を実施している。

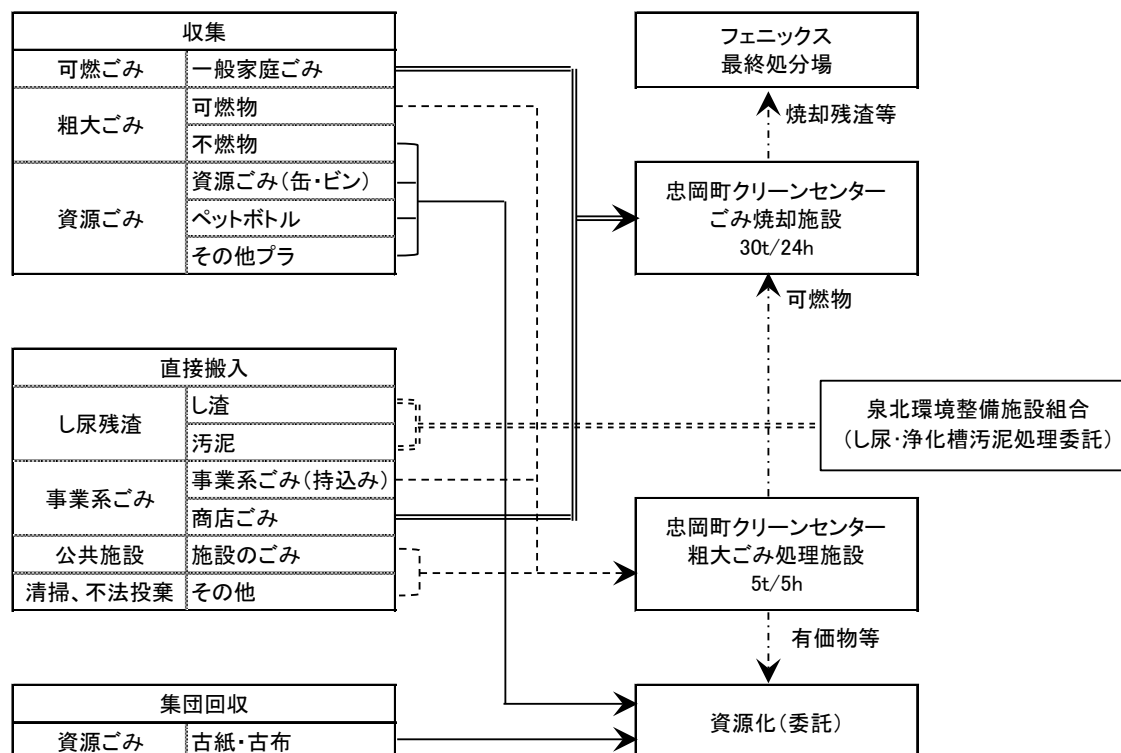


図 3.1.1 本町のごみ処理システム

2. 排出抑制

(1) 廃棄物減量等推進審議会の設置

忠岡町では、平成5年度に一般廃棄物の減量等に関する事項を調査審議するため、「忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、「忠岡町廃棄物減量等推進審議会」を設置している。

表 3.1.3 忠岡町廃棄物減量等推進審議会の概要

項目	概要
適用規則	忠岡町廃棄物減量等推進審議会規則(平成5年6月25日)
組織	(1)学識経験のある者 (2)民間諸団体の代表者 (3)前各号に掲げる者の他、町長が必要と認める者 30人以内
任期	2年

(2) 家庭用生ごみ処理機器購入の助成

忠岡町では、ごみ減量化対策の一環として実施している家庭用生ごみ処理機器購入助成金については、平成27年度より手動式及びコンポストを助成対象として拡充し、助成金を交付している。

表 3.1.4 家庭用生ごみ処理機器購入助成金の概要

項目	概要
助成を受けることのできる世帯	・忠岡町内に住所を有し、かつ、現に居住している方 ・忠岡町内の自宅(敷地含む)に助成対象機器を設置し、これを継続的に使用し、かつ、適切に維持管理できる方 ・助成対象機器から生成された堆肥等を適切に活用または処理できる方 ・当該世帯員全員が納付期限の到来している町税を完納している方 ・当該助成金の交付を受けた日から5年を越えた方 ・忠岡町が行う使用状況に関するアンケートにご協力いただける方
助成対象機器	■電動式または手動式生ごみ処理機器: 家庭から排出される生ごみを機械的に処理し、消滅、堆肥化し、もしくは減容化する温風乾燥型及びバイオ発酵(微生物分解等)型の電動式または手動式処理機器 ■コンポスト: 微生物等の活動を利用して、家庭から排出される生ごみを発酵させ、分解することにより堆肥化し、または消滅させることができる処理機器 ※生ごみ等を単に破碎処理するもの(ディスポーザー)は含みません。
助成金	生ごみ処理機器購入費(消費税を含む)の2分の1以内(百円未満は切り捨て) ・電動・手動式生ごみ処理機器:最大2万円まで(1世帯1台限り) ・コンポスト容器:最大3千円まで(1世帯2基まで)

(3) 使用済小型家電の回収・リサイクル

忠岡町では、平成25年12月より使用済小型家電を町内に設置の専用ボックスにより回収しリサイクルする実証事業を開始した。

表 3.1.5 使用済み小型家電の回収・リサイクルの概要

項目	概要
回収対象品目	回収ボックスの投入口(横30cm×縦20cm)に入る使用済み小型家電(電子機器) ・携帯電話・デジタルカメラ・ポータブル音楽プレーヤー・小型ゲーム機 ・ノートパソコン・ドライヤー・リモコン・電子万歩計・電卓・ビデオカメラ ・ICレコーダー・電話機・USBメモリ・ヘッドホン・付属品類(ACアダプタ・充電器)など
回収場所	■忠岡町役場1階 ■忠岡町文化会館1階

3. 収集・運搬

収集ごみについては戸別収集方式で収集を行っている。

表 3.1.6 収集方式

分別区分	収集方式
一般家庭ごみ	戸別収集方式
資源ごみ	
粗大ごみ	

4. 処理手数料

粗大ごみは平成 19 年 10 月より、一般家庭ごみは平成 20 年 10 月より有料化を開始し、発生抑制・減量化の推進を行っている。

また、直接搬入については重量に応じた手数料を徴収しており、臨時ごみについては本町が許可する収集運搬許可業者に依頼するもので、重量に応じた手数料を徴収している。

表 3.1.7 処理手数料

収集形態	分別区分	手数料	支払方法
戸別収集	一般家庭ごみ	指定ごみ袋大(45L袋) 450円 /10枚	・ 指定ごみ袋取扱店舗で購入する
		指定ごみ袋中(30L袋) 300円 /10枚	
		指定ごみ袋小(20L袋) 200円 /10枚	
		指定ごみ袋ミニ(10L袋) 100円 /10枚	
	粗大ごみ	3辺(高さ、幅、奥行)の長さの合計が3m以内のもの 500円 /1つ	・ 手数料分の粗大ごみ処理券を取扱店舗で購入する
		45Lの袋にまとめることができる粗大ごみ 500円 /1袋	
		3辺(高さ、幅、奥行)の長さの合計が3mを超えるもの 1,000円 /1つ	
直接搬入		50kgまで500円、50kgを超える場合は、10kg増ごとに100円を加算した額	・ 現地で支払う
戸別収集	臨時ごみ	収集車両 軽トラック 6,000円 /1車	・ 現地で支払う
		収集車両 2トン車 12,000円 /1車	

(1) 焼却施設

表 3.1.8 忠岡町クリーンセンターの概要

[illegible]

18

(2) 粗大ごみ処理施設

忠岡町の所有する粗大ごみ処理施設について表 3.1.9 に示す。

表 3.1.9 粗大ごみ処理施設の概要

項目	概要
施設名称	粗大ごみ処理施設
所在地	大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目5番46号
稼働開始	昭和63年3月
更新工事	着工:平成27年8月、竣工:平成28年3月
処理能力	5t/5h
処理方式	破碎
破碎機形式	縦型切断機及び横型高速回転破碎機
処理対象	可燃粗大ごみ
運転管理	施設、機械等の管理、破碎業務等:長期包括委託

6. 最終処分

忠岡町は大阪湾圏域広域処理場整備事業(大阪湾フェニックス事業)に参画しており、最終処分対象物を大阪湾フェニックスセンターへ搬出している。

7. 関係条例等一覧

本町の一般廃棄物処理関係条例等について表 3.1.10 に示す。

表 3.1.10 関係条例等一覧

関係条例等
○忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成5年6月25日条例第19号)
○忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 (平成5年6月25日規則第12号)
○忠岡町廃棄物減量等推進審議会規則 (平成5年6月25日規則第13号)
○忠岡町廃棄物処理施設設置及び管理規則 (昭和61年3月25日規則第8号)
○忠岡町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 (平成11年6月23日条例第14号)
○忠岡町環境保全条例 (昭和51年8月11日条例第20号)
○忠岡町環境保全審議会条例 (昭和51年12月23日条例第29号)
○忠岡町ごみ等のポイ捨て等の防止に関する条例 (平成11年9月17日条例第21号)
○忠岡町ごみ等のポイ捨て等の防止に関する条例施行規則 (平成11年9月17日規則第22号)
○泉北環境整備施設組合と忠岡町とのし尿及び浄化槽汚泥処理事務の委託に関する規約 (平成27年12月11日議決)

第2節 ごみ排出量及びごみ処理の実績

1. ごみの種類別排出量

(1) ごみ排出量

総排出量は平成 29 年度以降、減少傾向にあり、令和 3 年度は 5,243t/年となっている。

また、収集ごみ量と直接搬入ごみ量の比率は、令和 3 年度でみると、約 77：23 となっており、それぞれ一般家庭ごみ、事業系ごみ（持込み）が最も多くなっている。集団回収量についても減少傾向にある。

なお、平成 26 年 10 月から、その他プラの分別を開始し、繊維ごみの収集を取り止めている。

表 3.2.1 ごみ排出量の推移

項目			単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人口			人	17,226	17,144	17,066	16,895	16,697
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	t/年	3,443	3,301	3,107	3,057	2,949
	粗大ごみ	可燃ごみ	t/年	309	361	366	409	309
		不燃ごみ	t/年	2	5	14	1	0
	資源ごみ	資源ごみ（缶・ビン）	t/年	217	222	194	197	214
		ペットボトル	t/年	48	57	54	55	54
		その他プラ	t/年	154	165	173	185	190
	繊維ごみ	事業系ごみ（収集）	t/年	12	12	10	7	7
(計)			t/年	4,185	4,123	3,918	3,911	3,724
直接搬入	し尿残渣	し 渣	t/年	0	0	0	0	0
		汚泥	t/年	0	0	0	0	0
	事業系ごみ	事業系ごみ（持込）	t/年	451	471	479	460	416
		商店ごみ	t/年	352	357	385	362	352
	公共施設	施設のごみ	t/年	104	113	118	121	127
	清掃、不法投棄	その他	t/年	224	200	216	191	194
(計)			t/年	1,131	1,141	1,198	1,134	1,090
集団回収		古紙・古布	t/年	573	544	516	466	429
(総排出量)			t/年	5,889	5,808	5,632	5,511	5,243

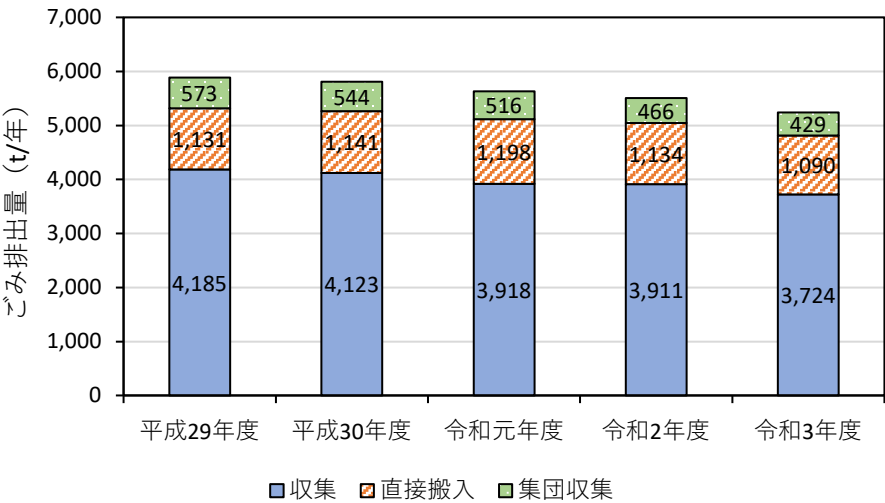


図 3.2.1 ごみ排出量の推移

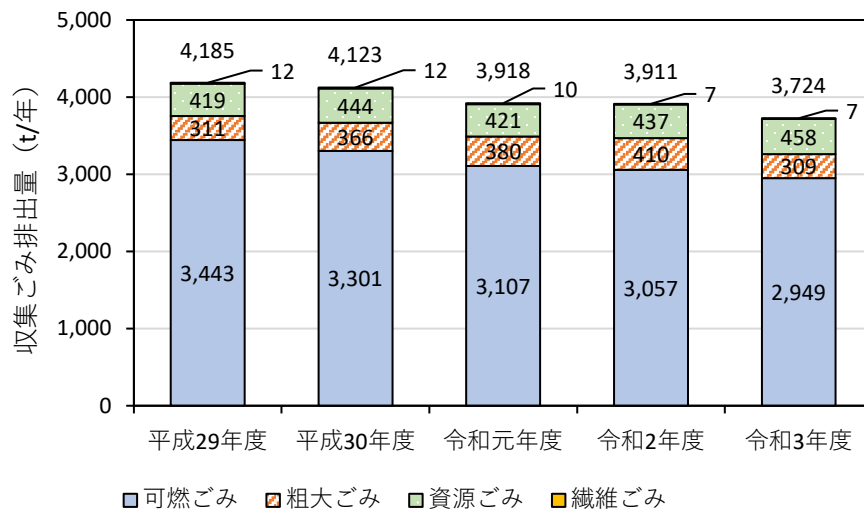


図 3.2.2 収集ごみ排出量の推移

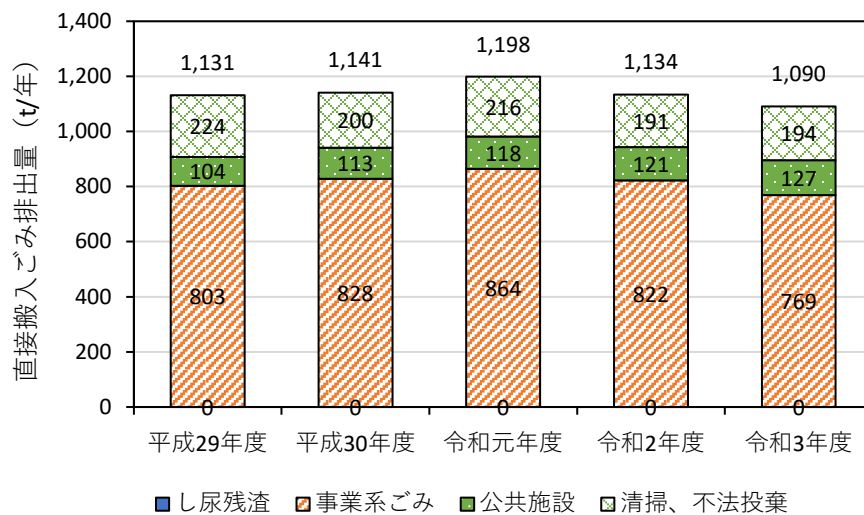


図 3.2.3 直接搬入ごみ排出量の推移

(2) ごみ原単位の推移

ごみ排出量は人口の推移に大きく影響されるため、収集ごみ（事業系を除く）及び集団回収であれば人口1人1日当たりの平均排出量、直接搬入ごみ及び事業系ごみ（収集）であれば1日当たりの平均排出量を指標とし、これらを「原単位」と呼ぶ。それぞれの算出方法は、次のとおりである。

■収集ごみ原単位（g/人・日）＝収集ごみ排出量（t/年）÷人口÷365日※×10⁶

■直接搬入ごみ原単位（t/日）＝直接搬入ごみ排出量（t/年）÷365日※

■集団回収原単位（g/人・日）＝集団回収量（t/年）÷人口÷365日※×10⁶

■総排出原単位（g/人・日）＝総排出量（t/年）÷人口÷365日※×10⁶

※ただし、閏年の場合は366日とした。

収集及び集団回収については減少傾向にあり、直接搬入ごみは概ね横ばいで推移している。

総排出原単位は令和3年度で860.4g/人・日であり、過去5年間でみると約76.2g/人・日減少している。

表 3.2.2 ごみ原単位の推移

項目			単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人口			人	17,226	17,144	17,066	16,895	16,697
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	g/人・日	547.6	527.5	498.8	494.4	484.0
	粗大ごみ	可燃ごみ	g/人・日	49.1	57.7	58.8	66.1	50.7
		不燃ごみ	g/人・日	0.3	0.8	2.2	0.2	0.0
	資源ごみ	資源ごみ（缶・ビン）	g/人・日	34.5	35.5	31.1	31.9	35.2
		ペットボトル	g/人・日	7.6	9.1	8.7	8.9	8.8
		その他プラ	g/人・日	24.5	26.4	27.8	29.9	31.2
	繊維ごみ	事業系ごみ（収集）	t/日	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02
			g/人・日	1.9	1.9	1.6	1.1	1.2
（計）			g/人・日	665.6	658.9	629.0	632.5	611.1
直接搬入	し尿残渣	し 渣	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		汚泥	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	事業系ごみ	事業系ごみ（持込）	t/日	1.24	1.29	1.31	1.26	1.14
			g/人・日	71.7	75.3	76.9	74.4	68.3
		商店ごみ	t/日	0.96	0.98	1.05	0.99	0.97
			g/人・日	56.0	57.1	61.8	58.5	57.8
	公共施設	施設のごみ	t/日	0.28	0.31	0.32	0.33	0.35
			g/人・日	16.5	18.1	18.9	19.6	20.9
	清掃、不法投棄	その他	t/日	0.61	0.55	0.59	0.52	0.53
			g/人・日	35.6	32.0	34.7	30.9	31.9
（計）			t/日	3.1	3.1	3.3	3.1	3.0
			g/人・日	179.9	182.3	192.3	183.4	178.9
集団回収		古紙・古布	g/人・日	91.1	86.9	82.8	75.4	70.4
（総排出量）			g/人・日	936.6	928.2	904.1	891.2	860.4

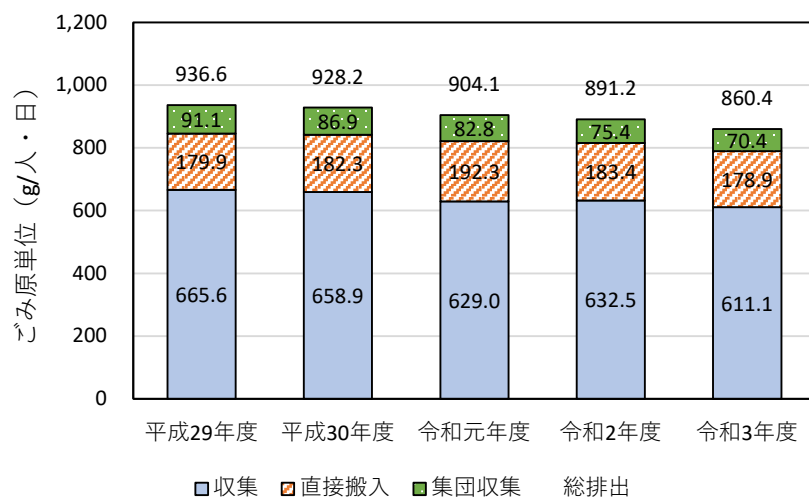


図 3. 2. 4 総排出原単位の推移

ここで、排出量原単位について、本町、大阪府の平均及び全国の平均の経年変化の比較と大阪府内での比較を示す。

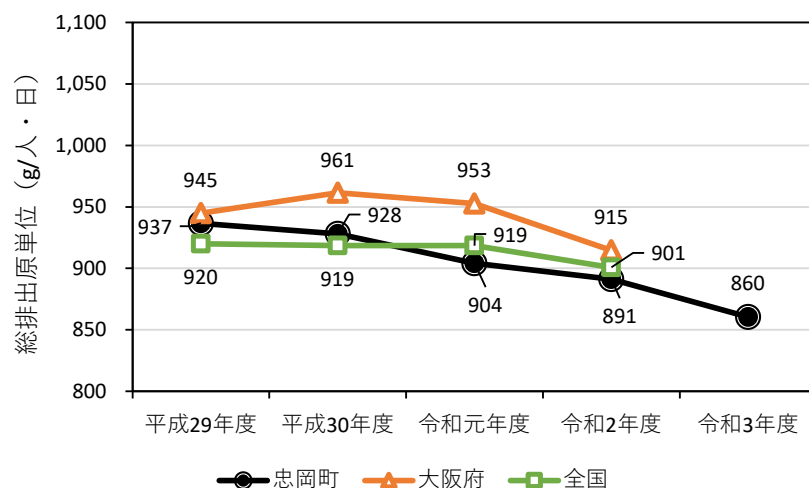


図 3. 2. 5 総排出原単位の経年変化の比較

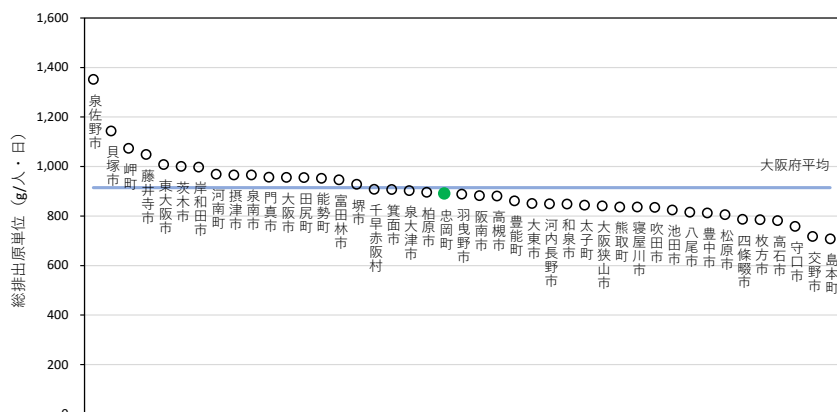


図 3. 2. 6 総排出原単位の大阪府内での比較（令和2年度）

2. 中間処理量

(1) 焼却処理量と減容化量

ごみ総排出量の減少に伴い、焼却処理量も減少している。過去 5 年間で見ると減容化率は 72.7～77.7%となっている。

表 3.2.3 ごみ総排出量

項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ総排出量	t/年	5,889	5,808	5,632	5,511	5,243

表 3.2.4 焼却処理量と減容化量の推移

項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
直接 焼却	一般家庭ごみ	t/年	3,443	3,301	3,107	3,057
	し渣	t/年	0	0	0	0
	污泥	t/年	0	0	0	0
	商店ごみ	t/年	352	357	385	362
	(計)	t/年	3,795	3,658	3,492	3,419
(クリーンセンター焼却量)		t/年	4,898	4,823	4,689	4,619
焼却 残渣	焼却灰	t/年	433	388	399	346
	不燃物	t/年	181	210	200	208
	(計)	t/年	614	598	599	554
減容化量	t/年	4,284	4,225	4,090	4,065	4,073
減容化率	%	72.7	72.7	72.6	73.8	77.7

※減容化量＝クリーンセンター焼却量－焼却残渣

※減容化率＝減容化量÷ごみ総排出量

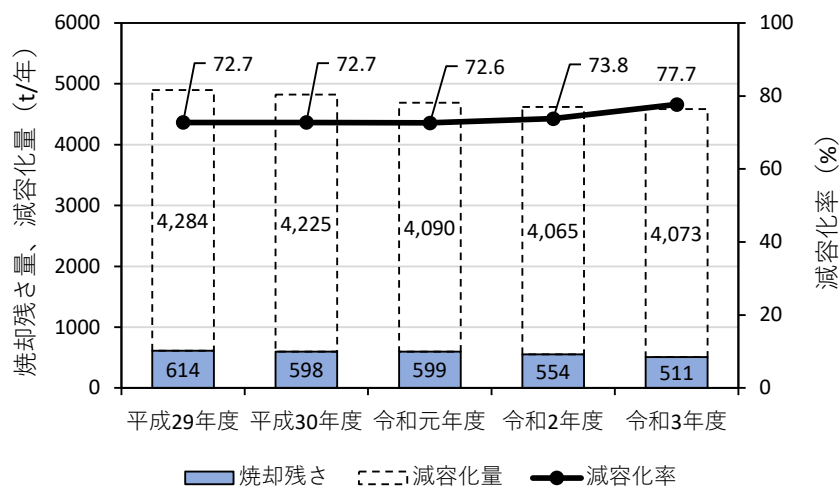


図 3.2.7 焼却処理量と減容化量の推移

(2) 資源化量

資源化量、資源化率ともに平成 29 年度から平成 30 年度にかけて増加したが、令和元年以降は減少傾向に転じている。

表 3.2.5 資源化量の推移

項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資源ごみ (缶・ビン)	スチール缶	(t/年) 36	32	28	26	31
	アルミ缶	(t/年) 7	6	6	8	14
	ビン (カレット、青)	(t/年) 14	10	0	0	6
	ビン (カレット、白)	(t/年) 47	34	22	24	43
	ビン (カレット、茶)	(t/年) 48	32	25	24	40
	選別後ガラス	(t/年) 74	101	92	91	68
	ガラス・瓶屑	(t/年) 36	42	71	74	46
ペットボトル	ペットボトル	(t/年) 26	28	24	20	14
廃プラ	廃プラ	(t/年) 159	165	172	180	185
粗大ごみ	粗大鉄屑	(t/年) 74	91	102	108	84
	新聞	(t/年) 1	1	1	1	1
	雑誌	(t/年) 3	6	5	4	2
	段ボール	(t/年) 8	9	10	13	13
繊維ごみ	繊維ごみ	(t/年) 546	569	526	475	360
集団回収	古紙・古布	(t/年) 573	544	516	466	429
資源化量		(t/年) 1,652	1,670	1,600	1,514	1,337
資源化率		% 28.1	28.8	28.4	27.5	25.5

※資源化率＝資源化量÷ごみ総排出量

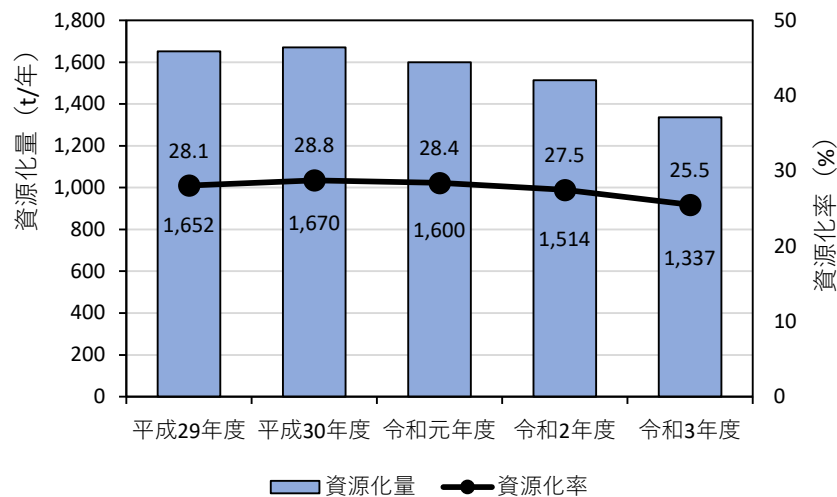
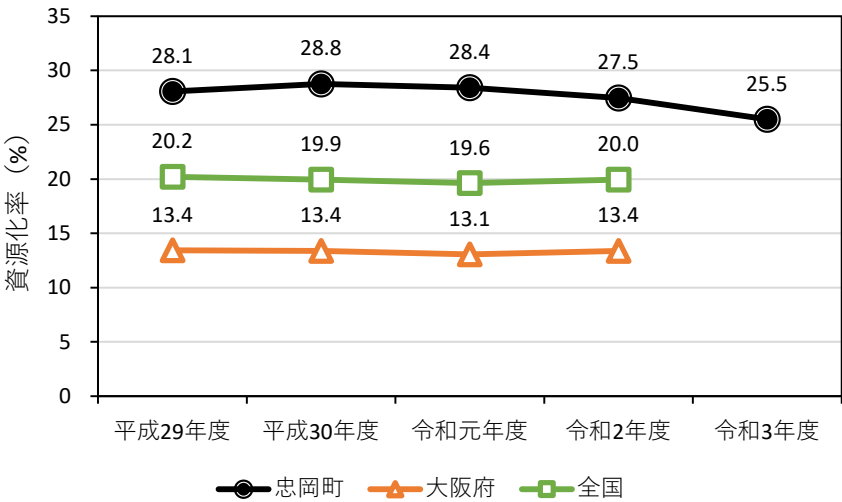


図 3.2.8 資源化量及び資源化率の推移

ここで、資源化率について、本町、大阪府の平均及び全国の平均の経年変化の比較と大阪府内での比較を示す。

本町の資源化率は、大阪府及び全国の平均値を上回りながら推移しており、全国及び大阪府の平均も概ね横ばいで推移している。



※忠岡町は本計画で算出した数値であり、全国平均及び大阪府平均は「環境省 一般廃棄物処理実態調査結果」の数値である。

図 3.2.9 資源化率の経年変化の比較

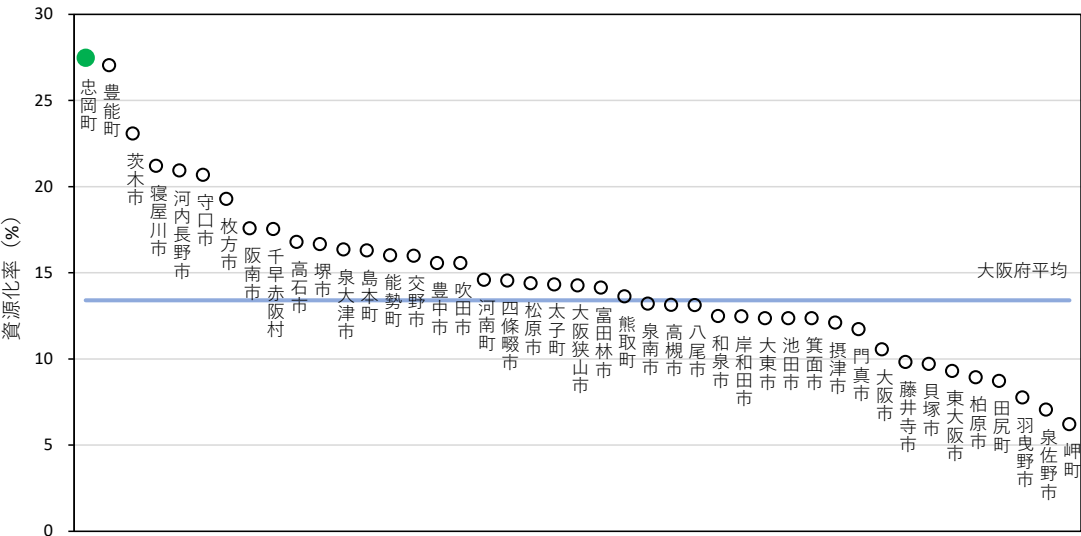


図 3.2.10 資源化率の大阪府内での比較

3. 最終処分量

ごみ総排出量の減少に伴い、最終処分量も減少している。過去 5 年間で見ると、最終処分率は 9.7～10.6%となっている。

表 3.2.6 最終処分量の推移

項目		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
焼却 残渣	焼却灰	t/年	433	388	399	346	318
	不燃物	t/年	181	210	200	208	193
最終処分量		t/年	614	598	599	554	511
最終処分率		%	10.4	10.3	10.6	10.1	9.7

※最終処分量 = 焼却灰 + 不燃物

※最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量

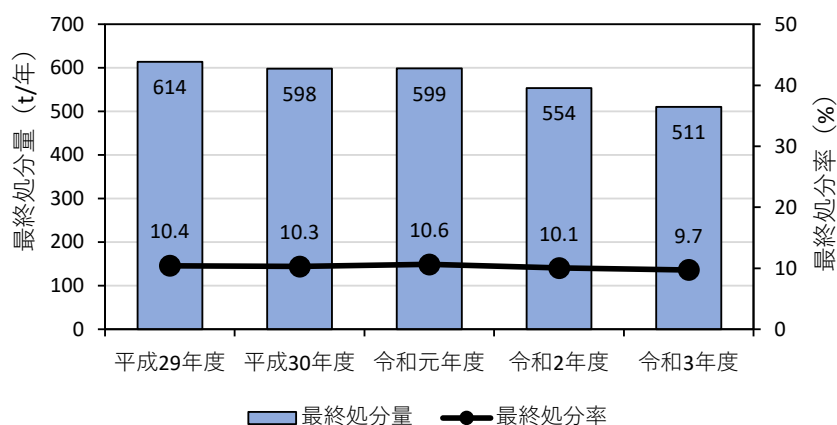


図 3.2.11 最終処分量及び最終処分率の推移

4. ごみの性状

焼却施設に搬入された可燃ごみの性状は年 4 回分析しており、分析項目はごみの種類別組成、単位体積重量、低位発熱量、三成分となっている。

表 3.2.7 可燃ごみの組成分析

区分		単位	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
種類別組成	紙類	%	43.4	41.4	32.4	28.3	45.5
	布類	%	4.9	3.3	4.0	2.9	8.0
	ビニル・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	21.7	21.4	24.5	26.3	21.2
	木・竹・わら類	%	13.8	19.0	13.7	16.1	11.8
	厨芥類	%	12.2	8.2	14.2	13.9	9.6
	不燃物	%	2.3	2.5	2.7	4.8	1.0
	その他	%	1.7	4.1	8.4	7.7	2.9
単位体積重量		kg/m ³	145	151	162	153	0.1
低位発熱量		kJ/kg	7,410	8,090	7,075	6,843	7,690
三成分	水分	%	49.4	45.2	48.5	48.2	47.3
	灰分	%	4.6	5.8	7.5	9.1	5.5
	可燃分	%	45.9	49.0	44.0	42.8	47.1

ごみの種類別組成は、過去 5 年間を通して「紙類」が最も多く、全体の 30～45%程度を占めており、次いで「ビニル・合成樹脂・ゴム・皮革類」、「木・竹・わら類」の順となっている。「不燃物」や「その他」は、全体の 4～10%程度であり、可燃物が多い。

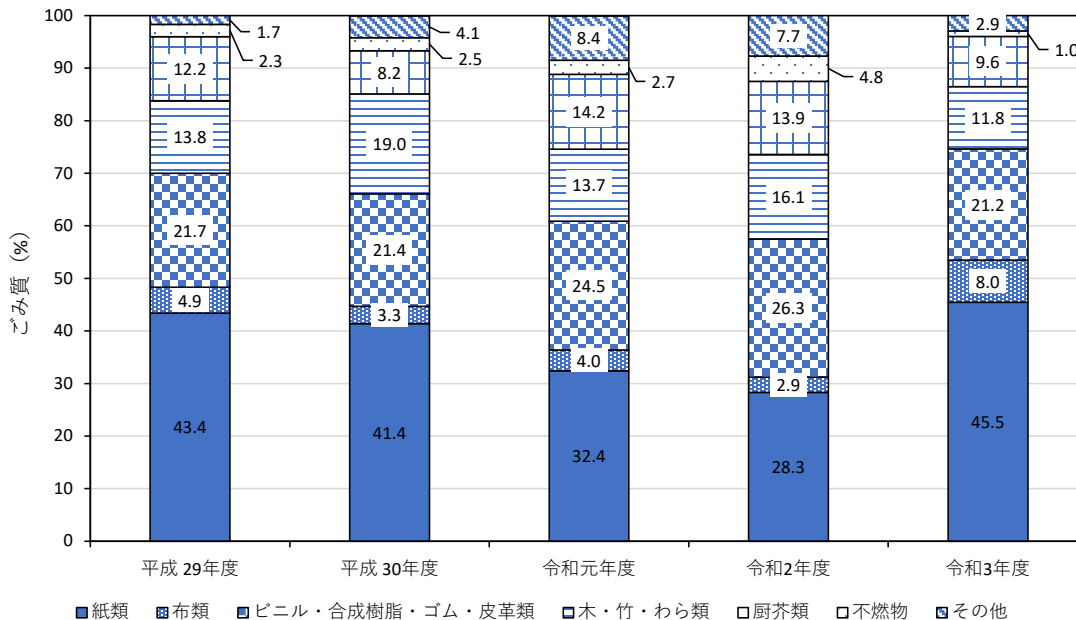


図 3.2.12 種類別組成の推移

低位発熱量は 6800～8100 kJ/kg の間で変動している。

三成分は過去 5 年間を通して、可燃分が 43～49%程度、灰分が 5～9%程度、水分が 45～49%程度となっており、一般財団法人日本環境衛生センターのデータによる全国的な平均値である可燃分 30～40%、灰分 10～20%、水分 40～60%と比較するとやや可燃分が多く、灰分が少なくなっている。

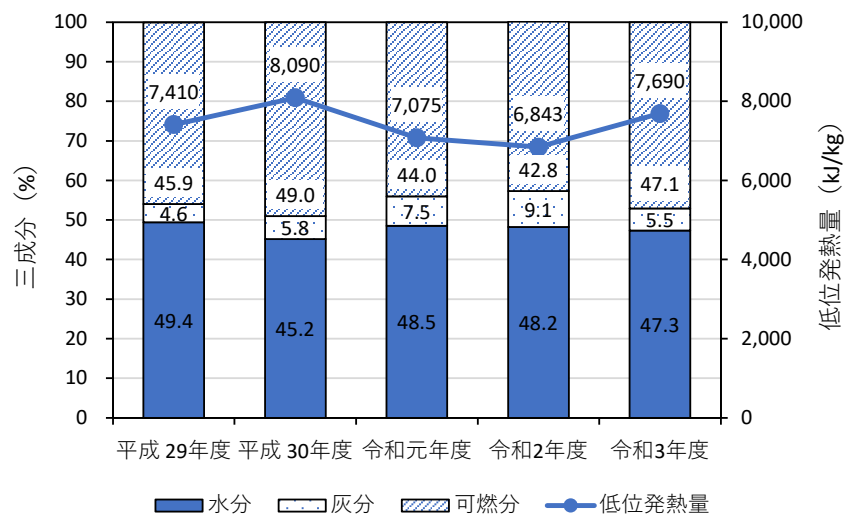


図 3. 2. 13 低位発熱量及び三成分の推移

5. ごみ処理経費

ごみ処理経費のうち、約 8 割をクリーンセンター費が占めている。

表 3.2.8 ごみ処理経費の推移

項目	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人口	人	17,226	17,144	17,066	16,895	16,697
ごみ排出量	t / 年	5,889	5,808	5,632	5,511	5,243
ごみ処理経費	千円	585,827	611,185	554,138	841,989	677,773
清掃総務費	千円	139,572	144,627	146,630	149,104	144,458
クリーンセンター費	千円	446,255	466,558	407,508	692,885	533,315
1人当たりごみ処理費用	円/人	34,008	35,650	32,470	49,837	40,592
ごみ排出量1 t 当たり処理費用	円/ t	99,478	105,232	98,391	152,783	129,261

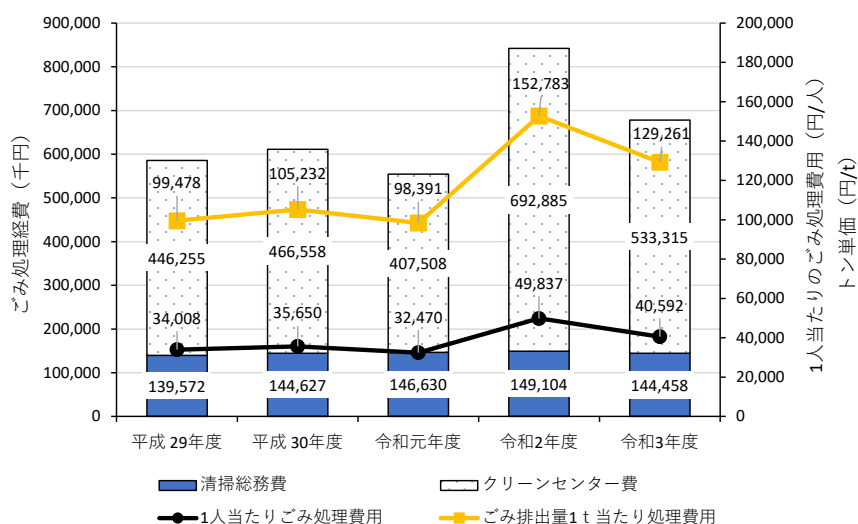


図 3.2.14 ごみ処理経費の推移

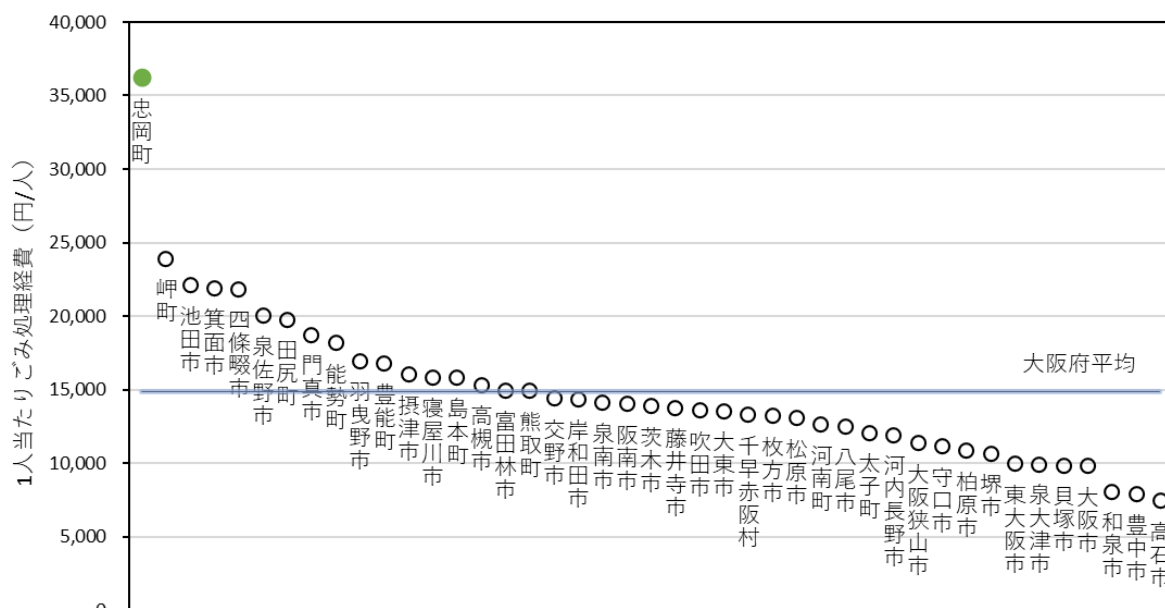


図 3.2.15 ごみ処理経費の大阪府内での比較（平成 29 年度から令和 2 年度の平均値）

第3節 ごみ処理の評価

1. ごみ処理システム分析

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（令和 2 年度、環境省）」に基づき、ごみ処理システムを評価した。

比較対象となるのは産業構造の似通った全国の類似自治体 83 団体であり、データは環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いた。

本町は、最終処分される割合、一人当たりの年間処理経費、最終処分減量に要する費用のいずれも平均（100）を下回る偏差値を示している。

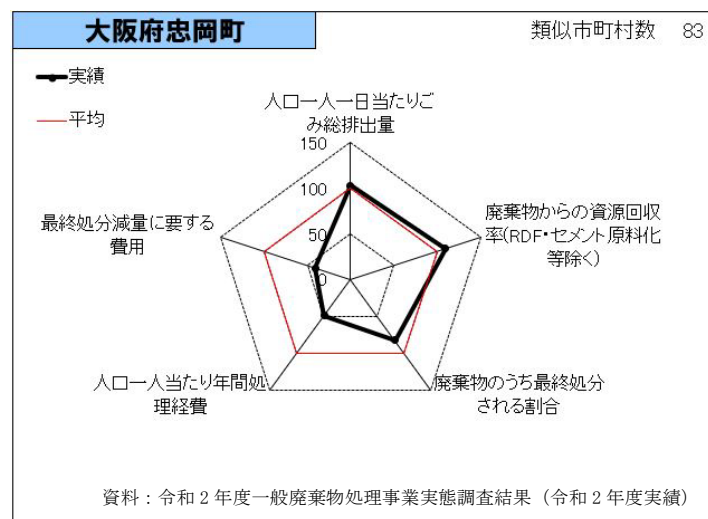


図 3.3.1 ごみ処理システム分析結果（令和2年度実績比較）